ハ　平成十九年一月一日から調整日までの間に、人事院の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事院の定めるこれに準ずる職員（以下「個別承認職員」という。）

ニ　平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において、休職にされていた期間、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、派遣法第二条第一項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業法第三条の規定により育児休業をしていた期間、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をされていた期間、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣されていた期間又は自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち人事院の定めるもの

ホ　イからニまでに掲げる職員に相当するものとして人事院が定めるもの

二　平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、俸給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ　附則第三条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第五項（規則九―八―六一附則第三項の規定による改正前の規則九―八―五七附則第五項、規則一―四―二二（人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則）による廃止前の規則九―一二八（平成二十二年四月一日における号俸の調整）附則第三条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第五項、規則一―四―二三（人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則）による廃止前の規則九―一三二（平成二十四年四月一日における号俸の調整）附則第三条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第五項及び規則一―四―二四（人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則）附則第三条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第五項、規則一―四―二三（人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則）による廃止前の規則九―一三二（平成二十四年四月一日における号俸の調整）附則第三条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第五項及び規則一―四―二四（人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則）附則第三条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第五項に規定する特定職員にあっては、同年十月一日）前となるもの

ロ　規則九―八第十二条第一項第二号、規則九―八―七四（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）附則第二条の規定による改正前の規則一―二四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）第五条、規則九―八―七四附則第六条の規定による改正前の規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）第二十三条又は規則九―八―七四附則第七条の規定による改正前の規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）第十条の規定により号俸を決定された職員（以下「初任給均衡決定職員」という。）のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

三　平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に規則九―八第十七条（規則九―八―六七（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―八第十七条を含む。第四項第三号において同じ。）第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事院の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

四　平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に俸給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則九―八第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、規則九―八―五七附則第五項の規定により号俸を決定された職員であって、規則九―八―五七附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成十九年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則九―八第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定により号俸を決定された職員にあっては、同年十八年十一月一日（規則九―八―五七附則第五項に規定する特定職員にあっては、同年十月一日）前となる職員及び規則九―八第四十三条の規定により号俸を決定された職員で人事院の定めるもの

五　平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に俸給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該俸給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成十九年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ　平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成十八年十二月三十一日に当該俸給表異動等（当該俸給表異動等が二以上あるときは、当該俸給表異動等のうち最後にした俸給表異動等。以下同じ。）があったものとした場合に、第一号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ　平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第四項第五号ロ及び第五項第五号ロにおいて同じ。）であって、当該新たに職員となった日から当該俸給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六　平成十九年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事院の定める職員

七　前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める職員

4

第二項の平成二十年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一　平成二十年一月一日において規則九―八―六五（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―八第三十七条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、規則九―八―六八（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）附則第八条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第七項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、俸給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事院の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事院が定めるものを除く。）

二　平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、俸給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ　附則第三条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第五項（規則一―四―二二による廃止前の規則九―一二八附則第三条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第五項、規則一―四―二三による廃止前の規則九―一三二附則第三条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第五項及び規則一―四―二四による廃止前の規則九―一三三附則第三条の規定による改正前の規則九―八―五七附則第五項を含む。以下「規則九―八―五七附則第五項」という。）の規定により号俸を決定された職員であって、規則九―八―五七附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成二十年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則九―八―五七附則第五項に規定する特定職員にあっては、同年十月一日）前となるもの

ロ　初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員